

平成28年度保険料率について



1. 議論の経緯

- 運営委員会においては、平成28年度の平均保険料率について、維持と引下げの意見に分かれた。また、激変緩和率については、現行の激変緩和措置の期限を前提として、平均保険料率維持の意見の下では均等引上げに異論がない一方で、平均保険料率引下げの意見の下では当面ゆるやかな引上げと均等引上げに分かれ、理事長に判断が委ねられた。
- これを受けて、理事長からは以下の方針を運営委員会に示し、平成28年度の平均保険料率を10%に維持することを決定するとともに、激変緩和率を4.4/10とするよう、厚生労働省保険局長に要請を行った。

2. 基本的な考え方

(1) 平均保険料率について

平成28年度の平均保険料率については、10%を維持する。

<判断に当たって考慮すべき要素>

- ① 協会発足以降の厳しい財政状況の中で苦渋の決断であった保険料率を引き上げた時の思いとしては、中長期的に安定した財政運営の実現が目標
- ② 昨年の医療保険制度改革により、国庫補助率16.4%が期限の定めなく実現したことの背景には、国民の血税を投入してでも協会けんぽの財政を安定させるという政府・国会の判断があった
- ③ 今後の話としては、国庫補助率20%という課題も残っている

<平均保険料率を10%に維持した理由>

- ① 中長期的に安定的な保険財政運営が見通せるとともに、加入者や事業主の皆さま、さらには国民にその理由をご理解いただける都道府県単位保険料率とすること
- ② 可能な限り長期にわたって、負担の限界である、平均保険料率10%を超えないようにすること

※ このほか、

ア 医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政構造の脆弱性が依然として解消していないこと

イ 協会けんぽに加入いただいている事業所の経営状況、さらには経済全体の動向

を踏まえる必要があり、今後の被保険者の方の賃金上昇率や被保険者数の増加については慎重に見込んでいく必要がある。

(2) 激変緩和率について

激変緩和率については、昨年度の運営委員会でもご指摘いただいたように、その拡大に関する長期の計画を踏まえる必要があることから、4.4/10とすることを厚生労働省保険局長に要請した。

平成28年度 都道府県単位保険料率算定のポイント

- 平成28年度は、平成26年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- 激変緩和率は4.4／10（現時点において未定）
- 4月納付（3月賦課）分の保険料率から新たな保険料率に変更

平成28年度 都道府県単位保険料率算定

第1号平均料率と秋田支部第1号保険料率の差（0.21％）に激変緩和措置（4.4／10）を実施

	全国平均	秋田支部	
共通料率（全支部一律）	4.84 %	(A)	4.84 %
第1号保険料率	(平均) 5.16 %	激変緩和前 (B)	5.37 %
		激変緩和後 (C)	5.25 %
平成26年度都道府県ごとの収支差の精算、特別計上分経費等に関する保険料率		(D)	0.02 %
計	10.00 %	(A) + (C) + (D)	10.11 %

共通料率

：現金給付費、後期高齢者支援金、業務経費、雑収入等に係る保険料率

第1号保険料率

：都道府県支部別の医療給付費（年齢調整額、所得調整額を加算後）に関する保険料率

平成28年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数		
10.33	1	18	
10.18	1		
10.15	2		
10.13	1		
10.12	1		
10.11	1		
10.10	4		
10.09	1		
10.07	2		
10.06	1		
10.04	2		
10.03	1		
10.00	4		
9.99	2		25
9.97	4		
9.96	3		
9.95	1		
9.94	2		
9.93	5		
9.92	1		
9.91	2		
9.89	1		
9.88	1		
9.87	1		
9.83	1		
9.79	1		

注.平均保険料率10.00%、激変緩和率10分の4.4として算定

平成28年度都道府県単位保険料率の
平成27年度からの変化
(暫定版)

平成27年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.12	+168	1
+0.08	+112	1
+0.05	+ 70	4
+0.04	+ 56	3
+0.03	+ 42	6
+0.02	+ 28	1
+0.01	+ 14	6
0.00	0	7
▲0.01	▲ 14	7
▲0.02	▲ 28	2
▲0.03	▲ 42	3
▲0.04	▲ 56	2
▲0.05	▲ 70	1
▲0.07	▲ 98	1
▲0.08	▲112	1
▲0.09	▲126	1

注1. 「+」は平成28年度保険料率が平成27年度保険料率よりも上がったことを示しており、「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担（月額；労使折半後）の増減である。

激変緩和率の影響

○ 平均保険料率10%の場合

			激変緩和率			
			3.0/10	4.4/10	5.8/10	10.0/10
秋田支部			10.08%	10.11%	10.14%	10.23%
	現在から の変化分	(料率)	0.02%	0.05%	0.08%	0.17%
		(金額)	+24円	+60円	+96円	+204円

※1 数値は、平均保険料率や政府の予算セット時の計数で算出すると異なる結果となる場合がある。

※2 金額は、標準報酬月額24万円の被保険者に係る保険料負担（月額。労使折半後）の平成27年度からの増減。

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		26年度	27年度	28年度	備考
		決算	直近見込 (27年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (27年12月)	
収入	保険料収入	77,342	80,266	82,258	24-27年度保険料率： 10.00% 28年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,559	11,829	11,893	
	その他	1,134	123	128	
	計	91,035	92,218	94,278	
支出	保険給付費	50,739	53,326	54,661	拠出金対前年度比 + 98 } + 17 △ 81 } △ 433
	老人保健拠出金	1	1	1	
	前期高齢者納付金	14,342	14,793	14,891	
	後期高齢者支援金	17,552	17,719	17,638	
	退職者給付拠出金	2,959	1,660	1,227	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,716	2,001	1,950	
	計	87,309	89,499	90,368	
単年度収支差		3,726	2,719	3,911	○28年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 28年度均衡保険料率： 9.52%
準備金残高		10,647	13,366	17,277	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護保険の平成28年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

28年度は、27年度末に見込まれる剰余分（248億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.58%（27年5月納付分以降と同率）とする。

※ 28年度政府予算案では、介護納付金は9,498億円と前年度比で527億円の増加の見込み。

（参考）

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額（協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第2項の規定による国庫補助額を控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		26年度	27年度	28年度	備考
		決算	直近見込 (27年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (27年12月)	
収入	保険料収入	7,715	7,469	7,695	27年度保険料率：※1.58% 28年度保険料率：1.58% ※27年5月納付分から適用 (27年4月納付分は26年度と同率) 納付金対前年度比 ⇒ + 527
	国庫補助等	1,471	1,471	1,557	
	その他	0	0	0	
	計	9,186	8,940	9,252	
支出	介護納付金	8,967	8,971	9,498	
	その他	0	0	0	
	計	8,967	8,971	9,498	
単年度収支差		218	△ 31	△ 246	
準備金残高		279	248	2	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

平成28年度 秋田支部保険料率の見通し

平成27年度		
2月分（3月納付分）まで		
（40歳未満）	（40歳以上 65歳未満）	
健康保険料率 10.06%	介護保険料率 1.58%	（健康保険料率＋介護保険料率） 11.64%



平成28年度		
3月分（4月納付分）から		
（40歳未満）	（40歳以上 65歳未満）	
健康保険料率 10.11%	介護保険料率 1.58%	（健康保険料率＋介護保険料率） 11.69%